

はじめに

本県は「太陽と緑の国」と言われ、温暖で日照時間や降水量が豊富であることなど恵まれた気象条件の下、豊かな自然環境を県民共有の大きな財産として擁しています。

中でも森林は、木材の生産など林産物*の供給はもとより、豊かな水を育み土砂災害や洪水から県民の生命・財産を守るとともに、地球温暖化の防止や癒しの提供など、県民の暮らしに計り知れない恩恵を与えています。また、野生動植物の生息・生育の場や景観の創出など自然環境の保全・形成にも大きな役割を果たしています。

このように、県民の暮らしに深く結びついている森林は、時代の要請に応じてその利用形態や資源状況を変化させてきました。

それは、江戸時代初期からの飢肥林業の発展に伴うオビスギの造林、シイ・カシ等の常緑広葉樹を利用した炭焼きや焼畑等に始まり、戦中・戦後の過剰な伐採に伴う森林の荒廃、昭和30年代から推進された拡大造林*による針葉樹を主体とする多くの人工林*の造成などです。今や人工林は、資源的には全国の年間木材消費量を超える蓄積量を有するまでに充実しています。

しかし、近代化と経済の発展が進む中、私たちは、森林の恩恵や大切さをつい忘れがちとなり、また、グローバル市場のもとで木材価格は低迷し、林業の採算性の悪化や担い手の減少などにより、十分な手入れが行き届かない森林や伐採後植栽されない森林が増加してきています。

このままでは、森林の荒廃が進み、木材生産機能のみならず、水源のかん養や土砂災害の防止などの公益的機能の低下をも招き、県民の生活に多大な影響が及ぶことが懸念されます。

このようなことから、平成18年4月に森林の有する多面的機能*の持続的な発揮に重点をおいた森林づくりを県民の理解と参画により展開し、本県の森林を健全な姿で後世へ引き継いでいくことを目指し、「宮崎県水と緑の森林づくり条例」を制定したところです。

この指針は、本条例に基づいて、今後の森林づくりに県民の皆様が積極的に関わっていただくのに必要な拠り所となるべく策定したものであり、多くの方々にご活用いただきたいと考えています。

宮崎県環境森林部長

*このマークがついた語句には用語の解説があります。参考資料編P27以降を確認してください。

第1章 指針策定の趣旨

I 指針の位置づけ

この指針は、「宮崎県水と緑の森林づくり条例」第8条の規定に基づき策定するもので、県民各層が、森林が果たす役割に対する認識を深めるとともに、森林づくりに積極的に関わっていくために必要な拠り所として策定するものです。

(森林づくり条例上の位置づけ)

「宮崎県水と緑の森林づくり条例」

(森林の整備及び保全に関する指針の策定)

第8条 知事は、地域の自然的条件、社会的条件等を踏まえ、森林の整備及び保全に関する基本的な方針及び具体的な手法等を定めた指針を策定するものとする。

II 指針の目的

この指針は、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、本県の森林の現況や気象、地形、地質などの自然的条件、経済活動などの社会的条件等を踏まえ、今後の森林の目指す姿や具体的な森林の整備・保全についての手法等を示すものです。